PRESS RELEASE

日本取引所グループ プレスリリース



株式会社日本取引所グループ

〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2番1号 Tel: 03-3666-1361 (代表)

JAPAN EXCHANGE GROUP, INC.

2-1, Nihombashi-Kabuto-cho, Chuo-ku, Tokyo 103-8224, Japan Tel: +81-3-3666-1361

URL: http://www.jpx.co.jp/

2015年4月28日

株式会社大阪取引所

各 位

超長期国債先物取引の商品性の見直しについて

当社は、超長期国債先物取引の取引活性化を図る観点から、商品性を見直すこととしますので、お知らせします。

超長期国債先物取引は、超長期国債の発行残高の増加等を受けた先物利用ニーズの高まりを受け、昨年4月に取引を再開しておりますが、流動性の向上が課題となっています。

今回の見直しは、超長期国債を保有する投資家がヘッジ取引等をより行いやすくなるよう、標準物利率を実勢金利に近づけるとともに、受渡適格銘柄の年限を現物債市場の流動性の高い年限に変更するなど、市況環境の変化等を踏まえ、超長期国債先物取引の取引活性化を図るものです。

主な変更点は次のとおりです。

- ・ 標準物利率を現行の6%から3%に引下げ
- ・ 受渡適格銘柄の年限を、現行の18年以上から19年3か月以上に変更
- ・ 呼値の刻みを、現行の5銭から1銭に変更

超長期国債先物取引の商品性の見直しは、<u>2015年7月6日(月)から、2015年</u> 12月限月取引以降の限月取引を主な対象として実施する予定です。

なお、今回の見直しにあわせ、投資家の円滑な取引機会の確保を図る観点から導入しているマーケットメイカー制度も変更することから、これまで以上に魅力的な気配が提示されることが期待されます。

超長期国債先物取引の制度概要

	超長期国債先物取引	超長期国債先物取引	
	(商品性の見直し後)	(現行)	
対象銘柄	超長期国債標準物	超長期国債標準物	
(取引対象)	(3%、20年)	(<u>6%</u> 、20年)	
受渡適格銘柄	残存19年3か月以上21年未	残存18年以上21年未満の2	
	満の20年利付国債(発行日の属	0年利付国債(発行日の属する月	
	する月が受渡決済期日の属する	が受渡決済期日の属する月の <u>3</u>	
	月の <u>4 か月前</u> の月以前のものに	<u>か月前</u> の月以前のものに限る。)	
	限る。)		
取引単位	額面1億円	同左	
呼値の単位	額面100円につき1銭	額面100円につき <u>5銭</u>	
制限値幅	通常時4円/拡大時6円	通常時6円/拡大時9円	
限月取引	3月、6月、9月、12月の3限	同左	
	月取引(取引期間9か月)		

※2015年7月6日(月)から、2015年12月限月取引以降の限月取引を主な対象 として実施

以 上

【本件に関するお問合せ先】 株式会社日本取引所グループ 広報・IR部(大阪) 06-4706-0802

超長期国債先物取引の商品性の見直しについて

2015年4月28日株式会社大阪取引所

I. 趣旨

超長期国債先物取引について、市場利用者の利便性の向上により取引の活性化を図る観点から、商品性を見直すこととし、所要の改正を行うこととします。

Ⅱ. 概要

項目	内容	備考					
1. 標準物利率の変更	・ 超長期国債先物標準物の利率を年3%とします。	・ 現行の標準物利率は年6%。					
		・ 額面 (100円) 及び償還期限 (20年)					
		については、現行どおり。					
2. 呼値の単位の変更	・ 額面100円につき1銭とします。	・現行の呼値の単位は5銭。					
		・ J-NET取引及びストラテジー取引					
		に係る呼値の単位(1銭)は、現行どお					
		9.					
3. 呼値の制限値幅の変更	・ 通常時は基準値段から上下4円、拡大時には同6円とします。	現行の呼値の制限値幅は通常時は基準					
A ST MANTE LA NATIONAL CONTRACTOR		値段から上下6円、拡大時には同9円。					
4. 受渡適格銘柄の変更	・ 発行日及び受渡決済期日に19年3か月以上21年未満の残	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
	存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡	勘案すると、見直し後の受渡適格銘柄					
	決済期日の属する月の4か月前の月以前のものとします。	は、受渡決済期日に19年3か月及び1 9年6か月の残存期間を有する20年					
		利付国債となる予定。					
		現行の受渡適格銘柄は、発行日及び受渡					
		決済期日に18年以上21年未満の残					
		存期間を有する利付国債証券のうち、発					
		行日の属する月が受渡決済期日の属す					
		る月の3か月前の月以前のもの。					
5. その他	・ その他所要の改正を行います。						

Ⅲ. 適用時期等(予定)…下表参照

- 2015年7月6日から施行します。
- ・ これに伴い、現行の2015年12月限月取引について、2015年4月30日取引日以降の取引を終日停止するとともに、取引最終日を 施行日の前営業日(2015年7月3日)とします。
- ・ 現行の2016年3月限月取引については、2015年6月12日に新規設定を行わないこととします。
- ・ 2015年9月限月取引については、標準物利率及び受渡適格銘柄に関して、なお従前の例によることとします(呼値の単位及び呼値の制 限値幅については施行日に変更します。)。
- ・ また、商品性見直し後の超長期国債標準物については、施行日に新規上場し、当該日に2015年12月限月取引及び2016年3月限月 取引を開始します。
- ・ 現行の超長期国債標準物については、2015年9月限月取引の受渡決済期日後、上場廃止します。
- なお、取引状況等により当社が適当でないと認める場合には、適用時期等を変更する場合があります。

商品性の見直しに伴う各限月取引の取扱いについて

	2015年6月限月取引	2015年9月限月取引	2015年12月限月取引	2016年3月限月取引
現行※1(標準物利率6%、受渡適格銘柄18年以上)	・取引最終日(6/11)まで 取引継続	・取引最終日 (9/10) まで 取引継続・7/6 午前立会から呼値の 単位変更	・4/30 取引日以降の取引を 終日停止・7/3 に取引最終日繰上げ	・6/12 の新規設定を取止め
商品性見直し後※2 (標準物利率3%、 受渡適格銘柄19年3か 月以上)	_		・7/6 午前立会から取引開始	・7/6 午前立会から取引開始

※1現行の超長期国債標準物については、2015年9月限月取引の受渡決済期日後、上場廃止します。

※2商品性見直し後の超長期国債標準物については、施行日に新規上場し、当該日に2015年12月限月取引及び2016年3月限月取引を開始します。

以 上

¹ 先物・オプション取引識別コードは、これまでの付番方法を踏襲します。このため、商品性の見直し前後の同一限月取引については識別コードが同一となります。